

にして完全な聚成陳列を比べたならば殆ど云ふに  
は足らないが。私は我が京都帝國大學の考古學標  
本室の埃及古物の聚集<sup>コレクション</sup>が、前には埃及發掘財團  
の好意により、今またペトリ教授の英國埃及  
考古學會の送品によつて、確に日本に於いて最大  
なるものとなつたことを誇負し得るのを喜ぶと共に、  
更に年を経て一層の増加を來たし此の世界に

## 支那の記録に見えたるイスラム教徒の 猪肉食用禁制

支那人は古來猪肉——單に猪といへば、支那で  
は豕と同一である——の愛用者として知られて居  
る。太牢といへば牛羊豕、少牢といへば羊豕を指  
す。遠き古代から祭祀にも燕饗にも、殆ど猪肉は  
必須の材料と認められた。又その調理法も早く發

於ける最古の文明の産物が、より適切に我邦に紹  
介せられ、文化に對する見解を廣くすると共に、  
最も組織立てられた埃及考古學の研究が我國の考  
古學の研究に間接の刺戟を興ふること愈々大なら  
んことを希望して已まない。而して之に向つて深  
甚なる同情を表せられつゝあるペトリ先生に對  
して改めて厚く感謝の意を表し度いと思ふ。

文學博士 桑原 隲藏

達して居る。此等の事實に關する經傳の記事繁く  
して一々引用するに勝へぬ。この慣習は後世に至  
つても變化がない。否一層泰甚しくなつた様と思  
ふ。今日支那で肉といへば一般に猪肉を指し、屠  
戸といへば主として宰猪的を指す程である(二三、

Things Chinese. p. 287; Smith, Chines Proverbs. p. 255)。之に反してイスラム教徒は絶対に猪肉を食用せぬ。彼等の聖典コーランには、猪肉腐禁を明記してある (Hughes' Dictionary of Islam. p. 63)。従つて西曆七世紀の半頃以來、支那人が次第にイスラム教徒と接觸する機會が多きを加へると共に、彼等は早くこの異教徒の特習に注意を拂ひし筈と想像さるゝに、唐宋時代の正史に、一切この風習を記載せぬのは、一の不思議ともいへる。

支那の記録の中でイスラム教徒の猪肉禁制の風習を傳へたのは、恐らく唐の杜環(『杜還』の『經行記』唐の杜佑の『通典』卷百九十三の大秦國の條に所引)に

大食法者。……不食猪、狗、驢馬等肉、  
 とあるのが最初であらう。イスラム教徒は狗を不潔獸と認め、Tyena(狗の一種)及び驢馬、騾馬等の肉は、猪肉と同様に食用を禁止すること、誠に杜

環の記事の通りである (Hughes, Ibid. d. 130) の杜環は玄宗の天寶十載(西曆七五二)に、唐と大食との間に起つた怛邏斯<sup>タールス</sup>の戦役に従軍したが、不幸戦敗して大食に捕虜となること十年餘に及んだ。彼は肅宗の寶應の初年(西曆七六二)に、海路廣州に歸り、その見聞した所を記して『經行記』を作つた(『通典』卷百九十一參看)。この『經行記』はその數節が『通典』中に収録せらるゝのみで、本書は世に傳らぬ。

北宋末の朱彧の『萍洲可談』卷二に、廣州の蕃坊(『外人居留地』に在住する蕃商の食事に就いて、  
 至今蕃人、但不食猪肉而已。……至今蕃人非手及六畜、則不食。  
 と記してある。こは當時蕃坊在住の外商の多數がイスラム教徒たることを明示する屈竟の證據と思ふ。イスラム教徒は猪肉を始め、その他の所謂不潔獸肉の食用を嚴禁する外、不潔ならざる獸肉で

も、教規の作法に循つて屠殺したものでなければ食用を許さぬ (Hughes, Ibid. p. 130)。故に彼等は一 generally 異教徒の屠殺した肉類を食膳に上すことを躊躇する。殊に猪肉の愛用者として知らるゝ支那人の間に在住する彼等は、一層この用意嚴重なるべきは言を須ひぬ。(Broomhall, Islam in China. p. 226)

元明時代の記録は茲に一々紹介することを見合すが、たゞ元初の周密の『癸辛雜識』續集下にある至元癸巳(卅年)西曆一二九三十二月内。村落間忽僞傳。官司不許養猪。於是所有悉屠而售之。其價極廉。不知何祥也。

といふ記事が注意に價する。當時元の朝廷では色目人たるイスラム教徒が全盛を極めたから、自然かゝる風説も起つたことと思ふ。こは一時の訛傳であつたが、明の武宗時代には事實上、猪の飼養と食用とを厲禁した。

清の傳維麟の『明書』卷十二の武宗本紀正德十四年(西曆一五一九)の條に、

九月、上次保定、(直隸省保定道清苑縣)。禁民間畜猪。著爲令。

と記し、『皇明實錄』の武宗實錄卷百八十一に、上巡幸所。至。禁民間畜猪。遠近屠殺殆盡。田家有產者。悉投諸水。

と記してある。就中この事件に關しては、明末の沈德符の『野獲編』卷一に載せてある、正德十四年の十二月に南京で發布した、左の注意すべき禁令を引用せなければならぬ。

兵部左侍郎王(瓊)。抄奉欽差總督軍務。威武大將軍。總兵官。後軍都督府。太師鎮國公朱(壽)鈞帖。照得。養豕宰猪。固尋常通事。但當爵本命。又姓字異音同。況食之隨生瘡疾。深爲未便。爲此省諭地方。除牛羊等不許禁外。即將豕家性。不許喂養、易賣、宰殺。如若故

違。本犯並當房家小<sup>ソノミウチノツモ</sup>。發<sup>ニ</sup>極邊<sup>ニ</sup>。永遠充<sup>ル</sup>軍。

こゝに謂ふ威武大將軍、太師鎮國公朱(壽)とは武宗自身の假稱である(明の陳建の『皇明通紀』正徳十三年の條參看)。古今の大馬鹿者たる武宗は、好んでかゝる假稱を使用した。

明の陳建はこの禁令發布の動機を佛法崇奉の故と解釋して居るが、かくては特に猪のみに限つた理由を十分説明出來ぬ。清の俞正燮は、その『癸己存稿』卷八の正徳禁殺猪の條に、之を

武宗……豹房實多<sup>ニ</sup>回人<sup>ニ</sup>……回人慾<sup>ニ</sup>懇之<sup>ニ</sup>。託<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>國姓朱。武宗亥生<sup>ニ</sup>。故有<sup>ニ</sup>北鉤帖<sup>ニ</sup>。

と解釋して居る。豹房とは武宗が禁裡に初建した寺院で、實は武宗游幸の歡樂場に外ならぬ(『明史』卷三百七の錢寧傳、江彬傳參看)。武宗は幾多の回人を親任したのみでなく、その後宮にも回人出身の寵嬖尠くない。(『野獲編』卷三及び清の吳夢蘭の『全宮詞』卷二十參看)。されば武宗は此等内寵

外寵の回人の懇請により、若しくばその感化を受け、回教(イスラム教)の主義によつて、猪肉を禁制したものと解釋すべきで、俞正燮の所見は尤も妥當と思ふ。武宗は弘治四年(西曆一四九六)辛亥の誕生で、本命は猪(亥)に當るといひ、又猪の字音は明の國姓たる朱——猪も朱も今日の北京音では等しく Chu である——と同一であるから遠慮すべしといふのは、猪肉を禁止せん爲めの口實に過ぎぬ。武宗の本命國姓と猪との關係は、初より明白なる事實で、必しも正徳十四年を待つて要せぬ筈である。(十二月八日稿)